

議員提出議案第5号 交野市議会ハラスメント防止条例の制定について

1. 制定目的

議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずることで、市民から信頼される議会の実現に向け、条例制定するもの。

2. 条例概要

対 象 : 議員間、議員から職員のハラスメント

該当行為 : パワハラ、セクハラ、マタハラとされる行為のほか誹謗中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、又は相手方の勤務環境を害する行為。

相談体制 : 議員相談員（議長、副議長、予め指名した議員2名 計4名の男女比同数）
大阪府議会の議員を対象とした相談窓口（弁護士等）

対応措置 : 申出者、相談者又は当事者等から事実関係を聞き取りし、弁護士等に意見聴取を行い、答申にて事実認定が妥当と判断された場合、事実認定、公表等を行う。

3. 参考URL

大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例第13条：R5年大阪府条例第1号

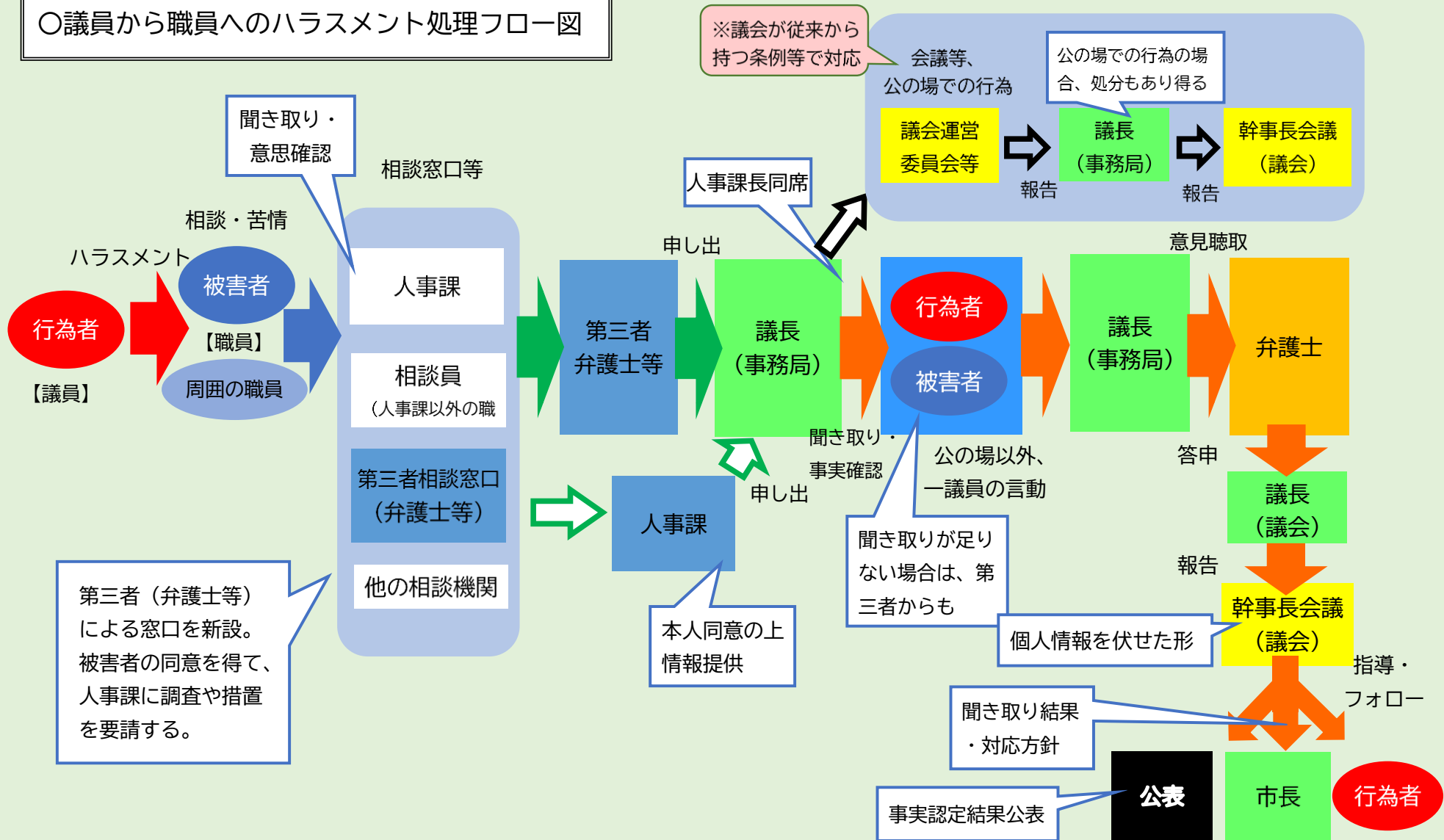
概要：<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/33654/joreigaiyo.pdf>

条例：https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00002212.html

4. 施行期日

公布の日

○議員から職員へのハラスメント処理フロー図



○議員間のハラスメント処理フロー図

